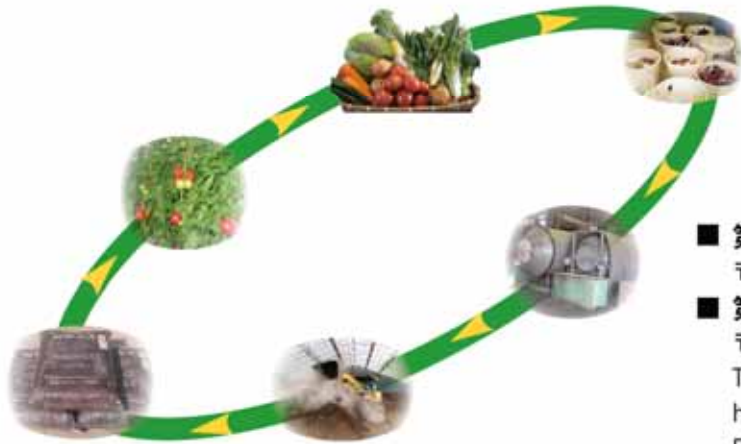


食品リサイクル法の取組みと課題について



私たちは、地球環境をみつめています
有限会社 三功

- 第一リサイクルセンター
〒514-1138 三重県津市戸木町 5012 (久居工業団地内)
- 第二リサイクルセンター
〒514-1254 三重県津市森町釜狭間 2205-1
TEL : 059-255-5177 FAX : 059-256-7550
http://www.sankoh35.co.jp
E-mail : sanko@mie.email.ne.jp

取組み状況



■ (有)三功食品リサイクル・ループの流れ



■ たい肥化施設の概要とたい肥

■稼働開始年 1995年

■製造施設 バイオリクター醗酵ドラム



■たい肥熟成場



切り返しを行いながら
約3ヵ月かけて完熟たい肥へ



■たい肥名称 有機みえ



■受入れ原料 動植物性残渣
食品廃棄物に水分調整材と
種菌を混ぜ合わせ醗酵させる

■処理能力 9.6 t / 日

■たい肥生産量 840 t / 年



三重県リサイクル製品の
認定 (農商 24-1)



食品リサイクル肥料の
認証 (24010109)

■ 地元農家の皆さんとたい肥を利用した野菜の栽培と販売のネットワーク



地元農家にたい肥を使って減農薬野菜の栽培と
直売所やスーパーでの販売

このマークは、たい肥「有機みえ」を使って
栽培したことを示すブランド・マークです。



直売所「酵素の里」



たい肥を使って農作物を
栽培する農家のメンバー



直売所売店



マックスバリュ津北店



イオン久居店



アビタ松阪三雲店

自治体との連携ー地元小学校と『くるりんフード事業』に参加

学校給食の食品残渣を回収・たい肥化し、学校でたい肥を利用する事業。
可燃ごみの減量と環境学習を行う津市の事業に参加しています。



学校給食の残渣でつくったたい肥でサツマイモの栽培

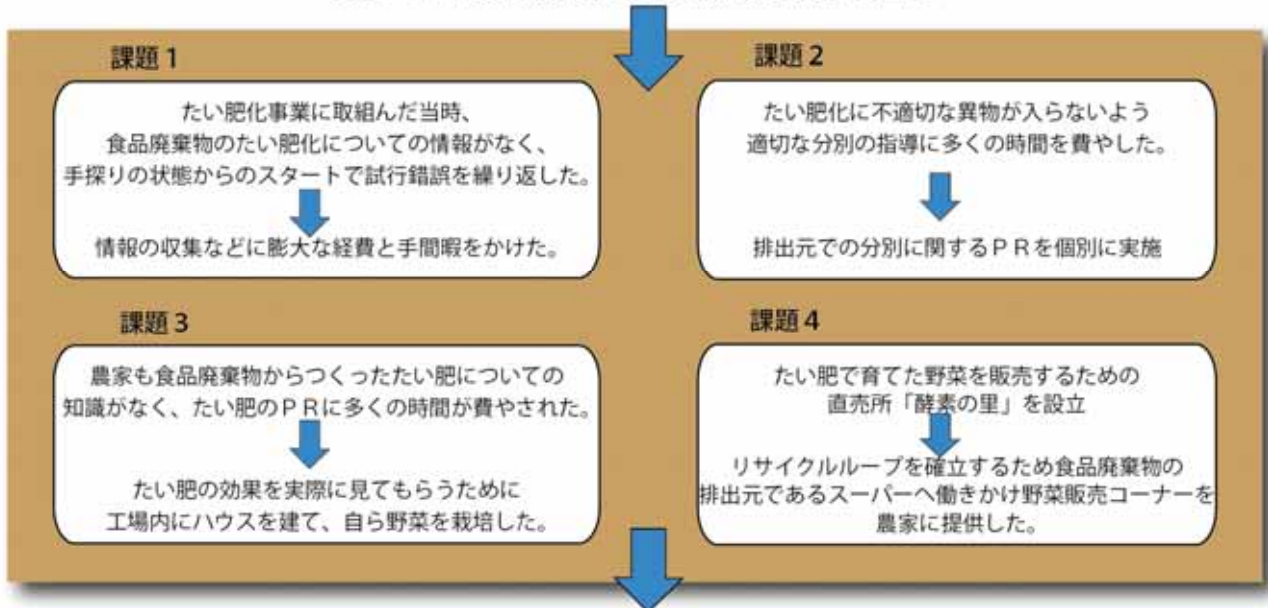


施設見学と見学者からの感想文

また、三重県環境生活部主催の「ごみゼロ推進委員会」にも参加しています。

食品リサイクル実施に当たって直面した課題

1995年、食品廃棄物のたい肥化事業立ち上げ



2000年、食品リサイクル法実施に先だって食品廃棄物のリサイクル・ループを完成

■ たい肥の品質についてのこだわり

農家が喜んで使ってくれるたい肥づくり
 農家に使って貰えなければ
 たい肥化事業そのものが行き詰ってしまう



たい肥の品質及び効果についての共同研究の実施



日本大学生物資源科学部
 植物資源科学科 作物学研究室
 磯部壽孝准教授
 2006年～2010年実施

一般財団法人日本土壌協会
 2009年～2010年実施

■ 食品リサイクル法の見直しについて

① 再生利用手法の在り方について

優先順位は、これまで通り飼料化、肥料化、メタン化の順位で良いと考える。

② 熱回収の在り方

熱回収にも重要な役割があると認識しているが、当初の国内の食品需給率を向上させることを旨とした食品リサイクル法の本来の在り方も重要であると考え。

肥料化、飼料化は、食品リサイクル法の施行以来、中小の企業が多く失敗を繰り返しながら試行錯誤の上、排出元と密接な連携を構築しながら完成させてきた。その流れの中で昨今その数は着実に増加している。

それ故、熱回収の優先順位が、肥料化、飼料化と同じレベルの枠組みの中で実施された場合、熱回収の優先順位の高まりによって、これまで肥料化、飼料化で苦労してきたものが無駄になってしまう可能性が大いに考えられる。

また、熱回収は施設の規模が大きくなってしまったため、これまで食品リサイクルを支えてきた中小企業の熱回収への参入が困難となり、資金力のある大手企業が優位になると懸念される。結果、登録再生を取得している中小企業の業の継続が厳しくなると思われる。

■ 食品リサイクル法の見直しについて（2）

③ 定期報告制度について

現状のままでは問題はないと考える。

④ 登録再生事業者制度について

あまり、メリットを感じない。

理由として、市町村の越境は問題なしとなっているが、弊社のエリアでは事前に市町村の協議書が現在でも必要となっている。例えば 2005 年に開催された「愛 地球博」に、弊社は食品廃棄物のたい肥化を行ったが、この時も地方自治体の認可がスムーズに得られないという事態が発生し、結局たい肥化に取り組めたのは「愛 地球博」の開始約一カ月後のことだった。

全国統一となる制度の主旨を地方自治体に周知・徹底をしていただきたい。

⑤ 登録再生事業者制度（リサイクルループの拡充方策）等について

制度を活用することによるメリットはあまり感じられないが、排出先との連携が強化出来、それが事業を進める上での信用に繋がっている。

9

■ 食品リサイクル法の見直しについて（3）

予算・税制・金融措置について

特になし。

国、地方自治体、食品関連事業者、リサイクラー、農業者の役割について

国と地方自治体は、連携を強化していただきたい。

弊社の場合、

■食品関連事業者に対しては、分別の徹底のお願い。 ■リサイクラーである弊社においては、品質を重視した肥料（たい肥）の製造。 ■農業者に対しては、肥料（たい肥）使用による農作物の栽培のお願い。 ■そして、栽培された農作物を食品関連事業者で販売するという形でループを完成している。

肥料化事業は、ただ単に食品廃棄物を肥料にすれば良いという安易な考えのもとに手間暇を惜しみ、効率やコストを重視してしまうと事業の継続が困難になり、結果、事業そのものの信頼を失ってしまうことになりかねない。

弊社は、肥料（たい肥）を土に入れ、豊かな土壌をつくることによって、安心安全で美味しい農作物を栽培し、それらを消費者に販売し、喜んで貰うことを旨として肥料化に取り組んでいる。このことを実践するためには、リサイクラー自身のレベルや技術の向上も必要となってくる。

食品資源の循環事業は、自社の儲けを優先するのではなく、そこから生み出される利益は食品関連事業者、リサイクラー、農業者それぞれに適切に配分する方向で共に歩んでいく事が望ましいと考える。 10